

平成24年度 福祉保健委員会行政視察報告書

1. 視察期間

平成24年10月15日（月）

2. 視察先

佐久総合病院（長野県佐久市）

3. 視察項目

地域医療（訪問医療）について

4. 視察の目的

佐久総合病院は厚生労働省のモデル事業である「在宅医療連携拠点事業」に採択され、佐久地域における医療と介護の連携推進に向けて、病院全体で取り組んでおり、その現状等を調査するため。

5. 視察内容

地域ケアと地域医療部の設立

患者が家にいて医師が往診すれば在宅医療は成り立つが、24時間「いつでも、誰でも、どこでも、必要なときに必要な医療サービスが受けられる」をモットーに出発した在宅ケア活動も医療だけでは不十分だと関係者は当初から考えていた。「命を守る援助」が在宅医療ならば、次に必要なのは、「生活を守る援助」である。また、介護者の命や生活を守るためには、他の医療機関、自治体、福祉施設、福祉団体、ボランティアなどとのネットワークが必要となり、そのネットワークに支えられて人々が例え障がいを持ちながらも家を中心に生活していく、家で生活しながらある時にはデイサービスに行き、ある時は老人保健施設に入所し、またある時には病院に入院する。このように地域に支えられながら生活することを「地域ケア」と呼びたいと考え、地域ケア科との名称がつけられた。

地域ケア科の役割

地域ケア科とは在宅医療を専門に行う為の科ではなく、地域ケアの「ネットワークのかなめ」として地域と病院を結ぶための、医療と保健と福祉を結ぶための部門とされた。

- 1) 院内の地域ケア活動の統括
- 2) 院外の諸機関との連携とその窓口としての機能
- 3) 地域ケア活動の地域への分割と地域特性に合わせた地域ケア活動の展開

6. 考察

在宅医療の達成目標は基本的に、たとえ重症患者であっても、最後まで自宅等生活の場で暮らし続けたいと希望する者が希望どおり在宅医療を受

けることができるような、医療および介護の体制を作るということである。

そのためには、入院、通院医療を行う医療機関と、在宅医療を担う医療機関との適切な役割分担、連携の体制を作ることが必要になる。また、地域ごとに医師、歯科医療、薬剤師、看護師、介護保険サービスを提供する介護サービス事業者、さらには地域住民やその家族、行政の代表者による協議会設置が望まれる。

在宅医療の推進には、在宅患者の急変時に再入院を担保する必要があることも教えられたが、具体的な対策として地域で、地域在宅医療推進協議会というものを作る必要があり、その場合の拠点は行政がやるのか、在宅療養支援診療所の連絡会等を中核とするネット拠点を作って、そこにやってもらうのかも検討課題となる。さらに、急性期病院と在宅医療を担う人たちとのチャンネルとして、医療連携室と地域協議会の相談窓口がきちんと作られなければならない。

これからは医師や看護師等の医療従事者が、どこの病院、どこの診療所に所属しているのかということは重要ではなく、その地域全体で、組織の壁を越えての医療従事ということが必要とされるのではないだろうか。

平成24年度 福祉保健委員会行政視察報告書

1. 視察期間

平成24年10月16日（火）

2. 視察先

富山県射水市

3. 視察項目

子ども条例について

4. 視察の目的

「子どもの権利に関する条例」を制定している自治体を視察し、条例制定の目的、経過、そして、制定後の効果について調査するため。

5. 視察内容

ア. 概要

<子ども条例の制定・子どもの権利の明確化>

国際条約の理念に基づき、「子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければならない」として、条例を制定し、子どもの権利を明確化した。一方で「権利を正しく理解することが必要である」とされている。

イ. 効果

- ・子どもに関する施策推進計画の策定

条例の規定に基づき推進計画が策定されている。条例の目的達成に向けた数値目標も掲げられている。

- ・相談窓口の充実

「あんしんルーム」は子どもの切実な悩みを受けている。常時1名が配置されている。相談方法は電話、ファックス、メール、来所等に対応している。相談件数は減少している。相談窓口の充実と連携は引き続き重要である。

ウ. 課題

- ・条例の啓発

子どもに関する施策推進計画のアンケートでは条例を全く知らない人が42.8%であり、条例の認知度が低い。啓発の推進は大きな課題となっている。

6. 考察

「射水市子ども条例」は、子どもの権利を尊重することを前面に掲げており、子どもに関する市の方向性を示すものとして重要な位置付けとなっていると感じた。子どもの権利に関する条例の制定は、子どもの権利を保障し、子ども一人一人を大切にすまちなみづくりをすすめるうえで効果があると思

われる。

子ども条例のような理念的な条例は市の考えや、市の姿勢を表明するものであり、高山市においても子どもに関する条例の制定に向けた検討をすすめることが必要であると感じた。